

阿見町妊産婦タクシー利用費助成事業

妊産婦健診時や陣痛時に医療機関へタクシーで通院する場合に助成を行います。

○対象者：下記すべてに該当する方○

- 阿見町に住民登録がある方
- 母子健康手帳の交付を受けた妊婦または産後 2 か月までの産婦
- 世帯に属するすべての方が町税を滞納していない方

○助成内容○

- 自宅から医療機関の往復分のみ申請可能となり、下記の目的以外でのご利用は対象外となるのでご注意ください。

(妊産婦健診の受診
陣痛時の通院
妊娠、出産に係る入退院)

- タクシー利用 1 回につき 5,000 円を上限に運賃分を補助します。
- 1 回の妊娠につき 30,000 円が上限です。

○利用手続き○

最後にタクシーを利用してから 6 か月以内に以下の書類をおやか支援課へ提出する。

- 阿見町妊産婦タクシー利用費助成事業申請書兼助成金請求書
- 母子健康手帳の写し
- タクシーの利用に係る領収書の写し
- 医療機関の利用に係る領収書の写し
- 阿見町妊産婦タクシー利用費助成事業利用記録報告書
- 世帯の者全員の納税証明書（公簿等により確認することに同意する場合は省略可）



【問合せ先】

おやか支援課

（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）

〒300-0331 阿見町阿見 4761-1

TEL：029-888-2943